

2年度予算に対する討論

一般会計予算

討論

反対

マイナンバー制度に関する予算が計上されている。政府が推進しているマイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備が行われることで、今までに比べカードの普及は進むかもしれないが、大きな違和感を感じるのは、カードを普及するために政府が進めている、消費活性化策「マイナポイント制度」である。カードを取得している人にキャッシュレス決済を利用することで上限5千円分のポイントを配る、という制度であるが、情報漏洩の危険回避と国民が享受できる利益の明確化というマイナンバー制度が積み残しているテーマを棚上げにして、単に経済的に得、ということだけでカードを普及しようとする試みは政府が主導する政策として不適切であると考ええる。消費活性化策は、生活保障のため、所得の低い方々や子育て世代などに行われるべきと考え、反対する。

賛成

市長が掲げる令和2年度の三大事業の一つ目、医療体制の整備と健康増進、二つ目のセメント跡地を中心とした道路網およびその周辺の整備、三つ目の秩父の自然を活かした産業振興・先端技術の活用等、財源確保の厳しい中、歳入歳出ともにバランスのとれた予算となっている。

財政の厳しい中でも今までの事業をさらに前進させ、様々な課題を創意工夫で解決し、一步一步前へ前へ確実に、日本一、幸せな秩父市を目指していくという市長が掲げたキーワードを実現する予算に期待をし、本予算に賛成する。

反対

本予算は令和元年10月に10%に引き上げられた消費税が使用料等へと転嫁された予算となっている。そもそも消費税は、低所得者層への負担がより重くなる逆進性をもった税であり、この間広がり続けてきた貧困や格差をさらに助長させることになる。そのためには、応能負担の原則に基づき、高所得者には高い負担、低所得者には低い負担を課すという、負担公平原則に立ち返るべきである。同時に、一般会計において使用料等に係る消費税の納税義務者でない

自治体にあつては、納めることのない消費税分は徴収すべきではないと考える。

また、これからの市のまちづくりを考える時、まずは市民が求める課題を直視しなければならぬ。同時に、これらの課題をどう具体化させていくかについては、秩父市まちづくり基本条例に定められた市民参画の中で、その方向性を見出ししていくことが何よりも重要と考える。これらにおいて、本予算は不十分だと考え、反対する。

新年度予算以外の主な議案に対する質疑・討論

下水道条例の一部改正

趣旨 公共下水道事業の健全な経営に当たり、使用料の適正化を図る。

問 利用者への説明や声の聴取がされたのか、またされたとすればそこで出された意見についてはどのようなものがあつたか。

答 市報を通じて令和元年の7月から「げすいどう通信」という特集を組んで市の下水道の経営状況などを周知してきた。その中で、審議会の答申審議と並行して住民説明会を行うとの周知も、10月に下水道区域の方々へ、原谷公民館、影森公民館、歴史文化伝承館の3か所で説明会を開催した。また、パブリックコメントも併せて

討論

賛成

行い、意見をいただいている。いただいた意見は、概ね「使用料の改定は必要なことだと思いが、値上げは必要最小限としてほしい」という意見であつた。

下水道事業をはじめとする汚水処理事業は、日々の暮らしを支える重要な生活インフラであり、料金の改定は可能な限り回避すべきと考える。しかし、その持続可能な運営のためには、事業規模の積極的なダウンサイジングとともに、料金の改定も検討の対象とすることは止むを得ないと考える。

下水道事業の公営企業会計への移行後、市としても安定的な経営への危機感を持ち、市民の皆様の理解を進めるべく、市報を通じた広報や、事業の現状についての説明会を開催するなど、努力をしてきたと考える。

人口減少社会において、生活インフラの維持は、住民の皆様の理解なくしてなし得ない。今後も理解の醸成を進める姿勢を持ち続け、下水道事業ストックマネジメント計画に沿った取り組み等により、市民負担を極力増やさない努力を続けることを願い、市民の皆様の生活を支える汚水処理事業の安定的な運営のため、本議案に賛成する。

3月定例会で審議した議案の結果

議案、請願の件名	議決結果	会派ごとの賛否				
		清流 9人	サン 3人	共産 2人	公明 2人	無会派 金崎 2人
市長政治倫理条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○
下水道条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	×	○	○
印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○
市営バス条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○
市立病院等の医師を目指す医学生等に対する奨学金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○
国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○
公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○
荒川巡礼通りふれあいセンター条例を廃止する条例	原案可決	○	○	○	○	○
市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	原案可決	○	○	○	○	○
一般会計補正予算(第7回)	原案可決	○	○	○	○	○
国民健康保険特別会計補正予算(第3回)	原案可決	○	○	×	○	×
後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)	原案可決	○	○	○	○	○
農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)	原案可決	○	○	○	○	○
戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第3回)	原案可決	○	○	○	○	○
市立病院事業会計補正予算(第2回)	原案可決	○	○	○	○	○
下水道事業会計補正予算(第3回)	原案可決	○	○	○	○	○

条例

令和元年度補正予算

清流：清流クラブ サン：サンライズ秩父 共産：日本共産党秩父市議団
公明：公明党 無会派：会派に属さない議員 ※議長は人数に含まれていない。
共産は1人欠席。

○：賛成 ×：反対 ○/○：賛成人数/会派人数

議案、請願の件名	議決結果	会派ごとの賛否				
		清流 9人	サン 3人	共産 2人	公明 2人	無会派 金崎 2人
一般会計予算	原案可決	○	○	×	○	×
国民健康保険特別会計予算	原案可決	○	○	×	○	×
後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	○	○	×	○	○
介護保険特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○
農業集落排水事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○
戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○
公設地方卸売市場特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○
駐車場事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○
市立病院事業会計予算	原案可決	○	○	○	○	○
下水道事業会計予算	原案可決	○	○	○	○	○
教育委員会委員の任命(山中直子氏)	同意	○	○	○	○	○
公平委員会委員の選任(湯本則子氏)	同意	○	○	○	○	○
固定資産評価審査委員会委員の選任(鈴木雄二氏)	同意	○	○	○	○	○
固定資産評価審査委員会委員の選任(関根進氏)	同意	○	○	○	○	○
固定資産評価審査委員会委員の選任(五十嵐正敏氏)	同意	○	○	○	○	○
固定資産評価審査委員会委員の選任(戸井田修氏)	同意	○	○	○	○	○
人権擁護委員候補者の推薦(高野豊子氏)	同意	○	○	○	○	○
人権擁護委員候補者の推薦(佐々木奉昭氏)	同意	○	○	○	○	○
新たな過疎対策法の制定に関する意見書	原案可決	○	○	○	○	○
中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書	原案可決	○	○	○	○	○
加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める意見書	原案可決	○	○	○	○	○
消費税率5%への引き下げを求める意見書	否決	×	×	○	×	×
後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書	否決	×	○	○	×	○
非正規滞在者の収容に期間の上限を設けるとともに、人権条約に適合する方法で出国が困難な外国人の問題の解消を図ること等を求める意見書	否決	×	○	○	×	○
議員政治倫理条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	○	○	○

2年度予算

人事案件

議員提出議案

特別委員会の報告

議会改革特別委員会

1月7日、2月7日に委員会を開催し、「政治倫理条例の改正」、「ペーパーレス化の進捗」、「タブレットの活用」について協議した。

●政治倫理条例の改正

前回12月議会でも報告したが、その後も協議を重ね、議員倫理のさらなる向上を図るとともに、文言整理等、所要の改正を行い、議員提出議案として提出する運びとなった。

●ペーパーレス化の進捗

「タブレット端末導入によるペーパーレス化を推進している中で、各議員に会議録CDを配布しているが、会議録はホームページにも掲載している。CD作成に経費もかかっているため、作成をやめたかどうか」との意見が出され、全会一致で2年度からCD作成を廃止することとした。

●タブレット端末の活用

「議会関係以外で、当局から配布される計画書や資料等をタブレット端末に掲載できないか」との意見が出された。協議した結果、2年度から資料等のタブレット端末掲載については、当局の判断によるものとし、事務局から当局に要請してもらう、とのことになった。